

大阪府交通道路事業 建設事業評価（事前評価）実施要領

1 目的

この要領は、交通道路事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、大阪府建設事業評価実施要綱（以下、「要綱」という。）第6条に基づき、事前評価の対象事業（総事業費が10億円以上の事業に限る。）の評価実施に当たって必要な事項を定めるものとする。

2 評価実施時期

要綱第4条に基づき、事業費の予算化を予定している年度の前年度内（ただし、着工準備費を計上する大規模な道路事業若しくは街路事業については、費用の予算化を予定している年度の前年度内）とする。

3 評価の視点

要綱第5条に基づき、次の視点により評価を実施する。

- (1) 上位計画等における位置付け（優先度を含む。）
- (2) 事業を巡る社会経済情勢
- (3) 費用便益分析等の効率性
- (4) 安全・安心、活力、快適性等の有効性
- (5) 自然環境等への影響と対策
- (6) 代替手法との比較検討

4 外部意見の聴取

- (1) 対応方針（原案）を提示した上で、学識経験者等の外部の専門家の意見を聴き、その意見を尊重して、対応方針を決定する。
- (2) 原則として、評価実施時期と同年度に実施する。
- (3) 意見聴取する外部の専門家は、別表のとおりとし、任期は2年以内とする。また、再任を妨げない。

5 評価の公表

要綱第8条に基づき、外部の専門家から聴取した意見及び対応方針は公表する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、建設事業評価（事前評価）の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成23年9月1日から施行する。

別表

氏 名	職 名 等
内田 敬	大阪市立大学大学院工学研究科教授
松澤 俊雄	大阪市立大学大学院経済学研究科教授
松村 暢彦	大阪大学大学院工学研究科准教授

【五十音順】